

【基礎交付金】

交付対象事業は、「敬老事業」「防犯灯の新設及び維持管理」「ゴミステーションの新設及び維持管理」「消防機材の新設及び維持管理」「自主防犯活動」。

《算定方法》

- ・基礎交付金総額は26,000,000円
- ・75歳以上の人数×1,500円
- ・防犯灯事業費総額を防犯灯数割（H29は1灯あたり約400円）
- ・その他事業費総額の30%は均等割（H29は1振興会あたり約60千円）
- ・その他事業費総額の70%は人口割（H29は1振興会約13千円～約419千円）

《課題》

- ・防犯灯や消防機材等、基礎交付金だけでは整備できず、事業加算金を使っている振興会もある。
- ・基礎交付金は、敬老事業に割り当てた残りをその他事業に当てているが、年々敬老事業分が増加しているためその他事業分を圧迫している。
- ・防犯灯事業について、区ごとに設置数に差があり、管理面やLED化でも統一できていない。また、消防機材も区により差がある。

《課題の具体的状況》

- ・9の振興会が、事業加算金から、防犯灯や消防機材経費を流用している。
（防犯灯新設や消防機材更新等を、地域の課題として計画段階から事業加算金の事業としている振興会もある）
- ・75歳人口 平成23年10,646人⇒平成29年11,958人（1,312人増）
（23年度とは算出方法が違うが、約2,000,000円その他事業費が少なくなる計算）

《検討いただきたい内容》

- ・基礎交付金は、各区を対象とした事業補助金を概ね小学校区単位で効率よく事業実施してもらえるよう交付金化したものであるが、防犯灯補助や敬老会事業にかかる事業費の増加に伴い、不足分は事業加算金で充当する必要性が強まってきている。基礎交付金の配分総額を上げ事業加算金の配分総額を減額する方法やもしくは基礎交付金にかかる事業を事業加算金に合体させる方法などについて。
- ・緊急性の高い対象事業となるものとして消防機材の購入があるが、交付金取り扱いの中で、備品購入は事業加算金の2割もしくは500,000円の内いずれか高い方の額を限度と枠制限を設けており、計画的に積み立てして対応することとしている。しかし、それ以上の額が必要となる場合には、緊急性の高い事業について特例を認めるかどうかについて。

【区活動交付金】

交付対象事業は、自治振興区域内の活動。

《算定方法》

- ・ 区長協力事務費…50,000円/区 (25,000円/自治会)
- ・ 区活動費均等割…40,000円/区 (20,000円/自治会)
- ・ 区活動費世帯割…区・自治会加入世帯数×1,300円
- ・ 信楽地域の加算…旧来の習慣の地域数×10,000円

《課題》

- ・ 自治振興会等規則別表4(第7条関係)区長協力事務費及び区活動費均等割額について、括弧書きで「信楽地域のみ10,000円に旧来の慣習の地域の数に乗じて得た額を加算する。」とあるが、市内一円同じ取り扱いをするべき。
- ・ 世帯数が少ない区と多い区で金額にかなりの開きがあり、小規模な区では必要な金額を確保することが難しい。

《課題の具体的状況》

- ・ 信楽地域の加算…合計840,000円
- ・ 区活動交付金(最小額)
…48,900円/自治会 (25,000円+20,000円+3,900円)
- ・ 区活動交付金(最大額)
…2,033,700円/区
(50,000円+40,000円+1,378,000円+540,000円)

《検討いただきたい内容》

- ・ 区活動交付金については、合併前の取り扱いを踏襲し、区・自治会への活動助成金を世帯割で算出するとともに、区長・自治会長の活動手当的な位置づけで交付している。大規模な区・自治会においては区・自治会事業の補填として十分に活用されているが、小規模な区・自治会ではわずかな額となっている現状について。
- ・ 自治振興会と区・自治会に対し、それぞれ行政支援をしている状況であり、自治振興会一本に集約することについて。

【事務加算金】

自治振興会の事務局員の賃金など事務経費に活用。

《算定方法》

- ・ 2, 200, 000円を均等割

《課題》

- ・ 現状の金額では役員手当と常駐の事務局員賃金を賄うには不足する場合がある。
- ・ 事務員を雇わなかったり（役員が事務する等）、短時間雇用により、事務加算金を事業に充当するケースや繰り越ししている振興会が見受けられる。
- ・ 事務局員の報酬額を抑えると、適切な人材を確保できない。
- ・ 自治振興会の役員に報酬を払っている振興会と払っていない振興会があり、役員の対象範囲も異なり、自治振興会として均一な扱いとなっていない。

《課題の具体的状況》

- ・ 事務局員への賃金支払い状況・・・0円～1, 050, 000円程度／年
 - ・ 0円の振興会は、役員等が事務を担う。
 - ・ 事務加算金（956,000円）を超える振興会は、事業加算金から補てん（事務加算金の1割まで事業加算金から事務加算金への補てん可能）
- ・ 役員報酬等の支払い状況
 - ・ 会長への報酬 0円～120, 000円／年
 - ・ その他の役職（副会長、理事、部会長、部会員、監査、事務局長（員）など）報酬 0円～120, 000円／年／1人
 - ・ 役員報酬年間支出係数 0円～670, 000円／年／振興会
 - ・ 役員報酬でなく、費用弁償として支出している振興会もある
0円～500円／回、若しくは距離によりガソリン代相当額

《検討いただきたい内容》

- ・ 事務加算金に関しては、賃金や手当の枠を均一に取り扱ってきており、事務局員及び役員の賃金・報酬として、事務等の経費として活用していただくことになっている。実態として、事務局員を雇用している振興会と雇用していない振興会、役員報酬を支出している振興会と支出していない振興会、事務加算金内で賄っている振興会と賄えない振興会など、統一化、均一化していない状況にあることについて。
- ・ 役員の後継者の問題も出ており、事務局員に合わせ役員報酬を各自治振興会で統一して支出していただくことについて。

【事業加算金】

交付対象事業は、地域や人々のつながりを活かし、市民憲章にある「あふれる愛にあなたも仲間」の一節が示す人権尊重のまちづくり理念を基本姿勢としながら、誰もが「住んでよかった、住み続けたい」地域づくりのための事業に活用。

《算定方法》

- ・ 予算額から基礎交付金、区活動交付金、事務加算金を差し引いた額の30%を均等割
(H29は1振興会あたり約806千円)
- ・ 予算額から基礎交付金、区活動交付金、事務加算金を差し引いた額の70%を人口割
(H29は1振興会約169千円～約5,443千円)

《課題》

- ・ 現在、多くの事業を実施しており、事業費が不足している。
- ・ 事業加算金を使い切る為に必要以上の経費をかけた事業を実施している振興会が見られる。
- ・ 年度末が近づくと事業加算金の駆け込み支出が見られる。
- ・ 現行の配分率を堅持してほしい。自治振興交付金については、総額が決定しているので、現行の各交付金割合を変更すると、事業実施に影響が出ることが考えられる。
また、大きな自治振興会と小さな自治振興会との間で交付金の取り合いとなってしまうこととなる。
- ・ 人口割や世帯数割を算定の基礎に盛り込まれると、どうしても人口の少ないところの交付金が少なくなる。その反面、地域で管理している土地や増加していく休耕地の対策等も考えていかなくてはならないので、面積割も必要ではないか。

《課題の具体的状況》

- ・ 事業加算金（最小額）・・・975,000円／振興会
- ・ 事業加算金（最大額）・・・6,249,000円／振興会
- ・ 事業加算金のみ、次年度への繰り越しができない。（余剰金は市へ返還）

《検討いただきたい内容》

- ・ 事業加算金に関しては、事業実施そのものに温度差が生じており、本来の目的とする地域課題解決に向けた事業であっても、イベント性の高い事業への支出が多いと思われる。今後地域カルテによる地域課題の把握に取り組むが、地域カルテが作成されたあかつきには、地域課題解決に向けた事業が本格的に街全体で取り組まれることを想定した配分方法が必要ではないかということについて。例えば、提案・審査方式や申請方式等により、事業計画の熟度や取り組みに対する熱意などを判断材料とするなど。